解散公告（第二回）

当財団は、平成二十二年二月十日開催の理事会・評議員会の決議により、平成二十二年三月三十一日解散いたしましたので、当財団に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

秋田県秋田市旭北栄町一番五号

財団法人秋田県災害遺児愛護会

代表清算人　長谷部　誠

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年二月十五日栃木県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。土地区画整理法第五十一条において準用する民法第七十九条第一項の規定により公告します。

平成二十二年四月十五日

栃木県栃木市都賀町家中五九八二番地一

都賀町合戦場・升塚西部土地区画整理組合清算人会

清算人代表　青木　隆尚

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月七日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

東京都品川区西五反田二丁目二四番一一号

特定非営利活動法人ピープルトゥピープル東京

清算人　森　照子

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為に定める存続期間の経過により、平成二十二年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

東京都港区浜松町一丁目二五番一号浜松町NHビル別館

財団法人地球科学技術総合推進機構

代表清算人　平野　拓也

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年六月二十九日開催の社員総会の決議、平成二十二年二月十九日付東京都知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

東京都江東区豊洲四丁目一番二三号ティ・ビィ豊洲ビル六階　医療法人社団仲よく会

清算人　柏木　哲也

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月六日開催の総会の決議により、平成二十二年三月三十一日東京都知事の許可をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

東京都港区芝公園一丁目三番八号

社団法人東京食肉流通協会

代表清算人　佐藤　昌義

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月十二日開催の第二十七回定時総会の決議並びに平成二十二年三月三十一日静岡県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

静岡県湖西市新居町新居一七五〇番地の二

社団法人新居町シルバー人材センター

代表清算人　松浦喜久郎

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年三月二十五日名古屋市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

名古屋市天白区向が丘四丁目七一一番地

名古屋市荒池土地区画整理組合

清算人代表　須賀　一成

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

仙台市青葉区片平二丁目一番一号東北大学構内　財団法人東北大学研究教育振興財団

代表清算人　西澤　潤一

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

福島県郡山市堂前町二一番一四号

財団法人郡山婦人会

清算人　湯浅　孝子

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年三月二十五日上尾市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

上尾市大字原市二二四〇番地一

上尾市原市北部第二土地区画整理組合

代表清算人　矢部　基久

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月二十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

東京都千代田区神田小川町三丁目一番地みやじまビル五階

特定非営利活動法人納税推進の樹

清算人　松山吉之助

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十二年二月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

東京都品川区東品川四丁目一〇番二七号

財団法人霊山育英会

清算人　亀岡　寛治

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

神奈川県藤沢市鵠沼東八番二号

財団法人藤沢市スポーツ振興財団

代表清算人　水嶋　正夫

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

神奈川県藤沢市鵠沼東八番一号

財団法人藤沢市芸術文化振興財団

清算人　田中　一次

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年四月一日、富山県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

富山県富山市上滝五二五

財団法人富山市大山開発公社

清算人　村塚　英幸